○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

25 介護予防訪問入浴介護

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、 2⑥を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、20を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第69号に 該当する場合に、「該当」と記載させること。

- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3③を準用されたい。
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、28を準用されたい。

26 介護予防訪問看護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第63条第1項第1号に規定する事業所の場合は「訪問看護ステーション」を、第2号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、 2⑥を準用されたい。
- ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域 の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用 されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第70号に 該当する場合に、「該当」と記載させること。

④ 「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、(別紙8)「緊急時(介護予防)訪問看護加算・

④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様である ので、2⑦を準用されたい。

23 介護予防訪問入浴介護

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、 2②を準用されたい。
- ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、<u>2⑥</u>を準用されたい。

また、「規模に関する状況」については、施設基準第69号に 該当する場合に、「該当」と記載させること。

- ③ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、3③を準用されたい。
- ④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。

24 介護予防訪問看護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第63条第1項第1号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第2号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。
- ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、 2②を準用されたい。
- ③ 「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、(別紙8-1)「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。
- ④ 「看護体制強化加算」については、(別紙8-2)「看護体制強化加算に係る届出書(訪問看護事業所)」を添付させること。
- ⑤ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域

別紙 15

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算 定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービ スに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等 に関する届出等における留意点について(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。

- ⑤ 「看護体制強化加算」については、(別紙8-2) 「看護体制強化加算に係る届出書((介護予防)訪問看護事業所)」を 添付させること。
- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問看護と同様であるので、4⑥を準用されたい。
- ⑦ 一体的に運営されている「訪問看護」に係る届出がされ、別 紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は 不要とすること。
- 27 介護予防訪問リハビリテーション
 - ① 「施設等の区分」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5①を準用されたい。
 - ② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、 2 ⑥を準用されたい。
 - ③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
 - <u>また、「規模に関する状況」については、施設基準第71号に</u> 該当する場合に、「該当」と記載させること。
 - ④ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、介護 予防サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合には「あ り」と記載させること。
 - ⑤ 「事業所評価加算(申出)の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表口に規定する加算について、介護予防訪問リハビリテーション事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。
 - ⑥ 「事業所評価加算」については、大臣基準告示第 106 の 4 号 本に該当する場合に「あり」と記載させること。「経過措置期 間 (平成 30 年度)に介護予防訪問リハビリテーションの事業所 評価加算を算定する場合に「あり」に記載させること。また、

<u>の状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑥を準用</u>されたい。

<u>また、「規模に関する状況」については、施設基準第70号に</u> 該当する場合に、「該当」と記載させること。

- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、訪問看護と同様であるので、4⑥を準用されたい。
- ⑦ 一体的に運営されている「訪問看護」に係る届出がされ、別 紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は 不要とすること。
- 25 介護予防訪問リハビリテーション
- ① 「施設等の区分」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5①を準用されたい。
- ② 「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5②を準用されたい。

別紙 15

〇 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

(別紙 25) 「介護予防訪問リハビリテーション事業所における事業所評価加算に係る届出」を添付させること。

- ① 「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、5⑦を準用されたい。
- 28 介護予防居宅療養管理指導
 - ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、 26を準用されたい。
 - ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域 に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、2⑦ を準用されたい。
- また、「規模に関する状況」については、施設基準第71の2号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 (削る)

(新設)

26 介護予防通所介護

- ① 「生活機能向上グループ活動加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表口に該当する場合に「あり」と記載させること。
- ② 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ③ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費 単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給 付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。
- ⑤ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表トに規定する加算について、介護予防通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」と記載させること。
- ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防 サービス基準第97条に定める基準を満たさなくなった場合は、 欠員該当職種を記載させること。
- <u>なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所介護の単位ごとの1月</u> 当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

別紙 15

O 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について(平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

- ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6 ⑩を準用されたい。
- <u>⑧</u> 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、6 ⑪を準用されたい。
- ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様である ので、2⑦を準用されたい。
- ⑩ 一体的に運営されている「通所介護」及び「地域密着型通所 介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内 容の重複する別紙等の添付は不要とすること。
- ① 「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防サービス 介護給付費単位数表へに該当する場合に「あり」と記載させること。
 - 27 介護予防通所リハビリテーション
 - ① 「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。
 - ② 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表口に該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ③ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費 単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ⑤ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表へに規定する加算について、介護予防通所リハビリテーション事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」と記載させること。
 - ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防 サービス基準第 117 条に規定する員数を配置していない場合 に、その該当する職種を記載させること。
 - なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所リハビリテーションの 単位ごと1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
 - ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同

- 29 介護予防通所リハビリテーション
 - ①「施設等の区分」については、<u>訪問リハビリテーションと同様</u>であるので、5①を準用されたい。
 - ② 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第 117 条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。
 - なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごと1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。
 - ③ 「リハビリテーションマネジメント加算」については、介護 予防訪問リハビリテーションと同様であるので、27④を準用さ れたい。
 - ④ 「生活行為向上リハビリテーション実施加算」については、 通所リハビリテーションと同様であるので、89を準用されたい。
 - ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、7®を準用されたい。
 - <u>⑥</u> 「運動器機能向上体制」については、介護予防サービス介護 給付費単位数表口に該当する場合に「あり」と記載させること。
 - ⑦ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費